

徳島県告示第三百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	廃止年月日
更生堂薬局	徳島市津田町二丁目三二九	新藤 るり子	令和三年三月三十一日
マール調剤薬局瀬戸店	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷一九五	四国調剤株式会社	同 二十日
高田整形外科	板野郡北島町中村字東堤ノ内三一	医療法人高田整形外科	同 二十一日
三木内科循環器クリニック	徳島市佐古七番町五一	医療法人三木内科循環器クリニック	同 四月一日
訪問看護ステーション海部	海部郡美波町奥河内字井ノ上一三七	公益社団法人徳島県看護協会	同 三月三十一日